

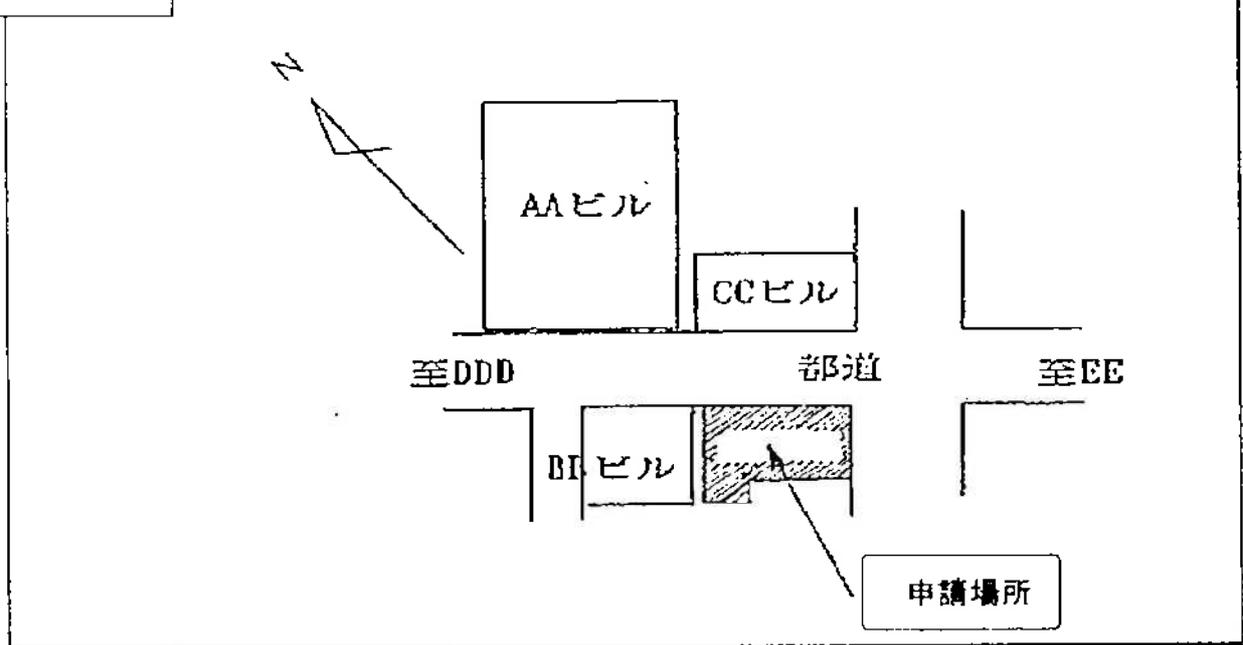
| | | | | | |
|---|----------------|-----------------------------------|--|---|-------|
| 道路占用 許可申請 協議書 東京都第六建設事務所長 殿 | | 新規 | 更新 | 変更 | 年 月 日 |
| | | 令和元年 9月 1日 | | | |
| 〒 120-0025 住所 足立区千住東2-10-10 氏名 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○ 担当者 ○○課 東京花子 TEL 03(1234)5678 E-mail ○○○○○○@○○○○ | | 代表取締役印 | | | |
| 道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 します。 | | | | | |
| 占用の目的 | Aビル新築工事のため | | | | |
| 占用の場所 | 路線名 | 都道58号 台東川口線(尾久橋通り) | | 車道・ 歩道 ・その他 | |
| | 場所 | 足立区西新井〇-〇-〇 | | | |
| 占用物件 | 名称 | 規模 | 量 | | |
| | 足場・仮囲い 朝顔 | 出幅 延長 0.7m×10.8m 2.0m×10.8m | 7.56㎡ 21.6㎡ 7.56+21.6=29.16㎡≒30㎡ | | |
| 占用の期間 | 令和元年 10月 1日から | 2月間 | 占用物件の構造 | 添付書類のとおり | |
| | 令和元年 11月 15日まで | | | ※占用期間に1ヶ月未満の端数がある場合は、1ヶ月分として計算します。(1ヶ月と15日⇒2ヶ月) | |
| 工事の期間 | 令和元年 10月 1日から | 間 | | 工事実施の方法 | |
| | 令和元年 11月 15日まで | | | | |
| 道路の復旧方法 | 現況復旧 | 添付書類 | 案内図・平面図・断面図 立面図・現況写真 | | |
| 備考 【占用料計算例】29.16㎡は30㎡に切上げとなります。 $30\text{m}^2 \times \text{単価} \times 2\text{月} / 12 = \text{〇〇,〇〇〇}$ (円未満切り捨て) (単価) 1級地 38,000 円(1㎡あたり1年間) 文京区・台東区 2級地 19,900 円(1㎡あたり1年間) 北区・荒川区・足立区(令和2年4月1日現在) 【申請手順】①道路占用許可申請書(4枚綴り)と道路使用許可申請書の両方を第六建設事務所管理課占用担当にお持ちください。 内容を確認後、道路管理者の仮受付印を押印します。 添付書類は道路占用申請に3部、道路使用(警察)に2部、合計5部必要です。 ②仮受付印のある道路占用許可申請書と道路使用許可申請書の両方を所轄の警察署に提出してください。 警察署で審査し、数日後に道路使用許可書が発行され、承認印の押された道路使用許可申請書が返却されます。 ③警察署の承認印が押印されている道路占用許可申請書を、再度、第六建設事務所管理課占用担当へお持ちください。この時点で、本受付となります。 | | | | | |

記載要領

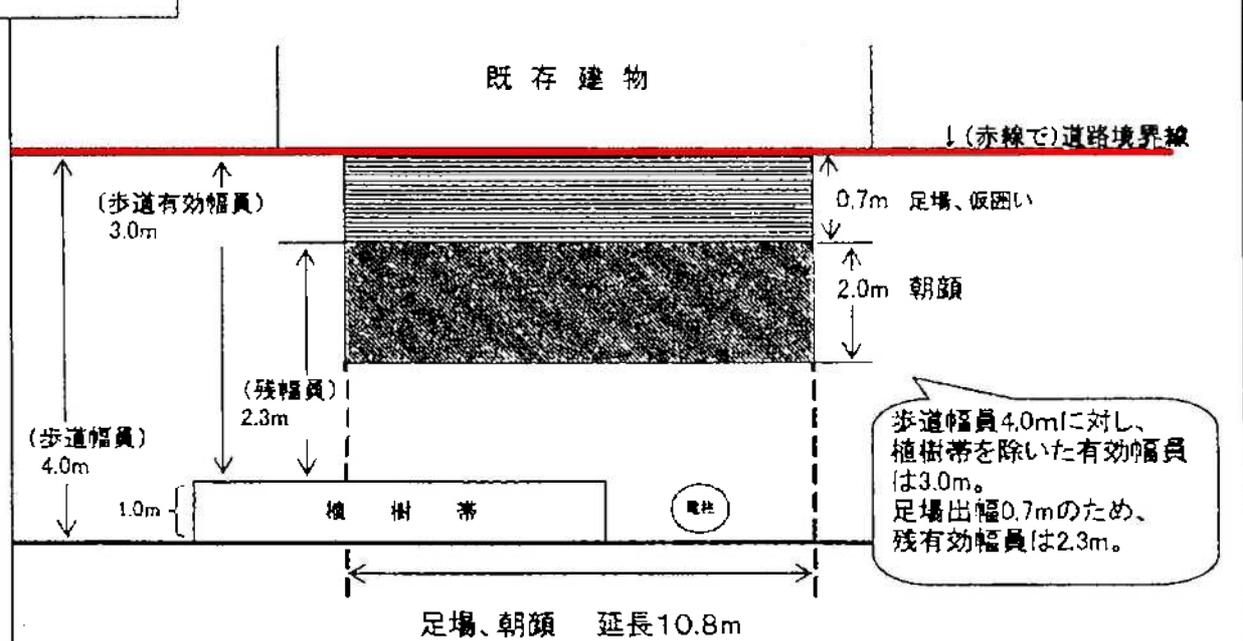
- 許可申請 協議 第32条 及び 許可を申請 協議 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

案内図



平面図



☆足場等の出幅は、歩道有効幅員の1/3以下、かつ最大で1.0m以下です。

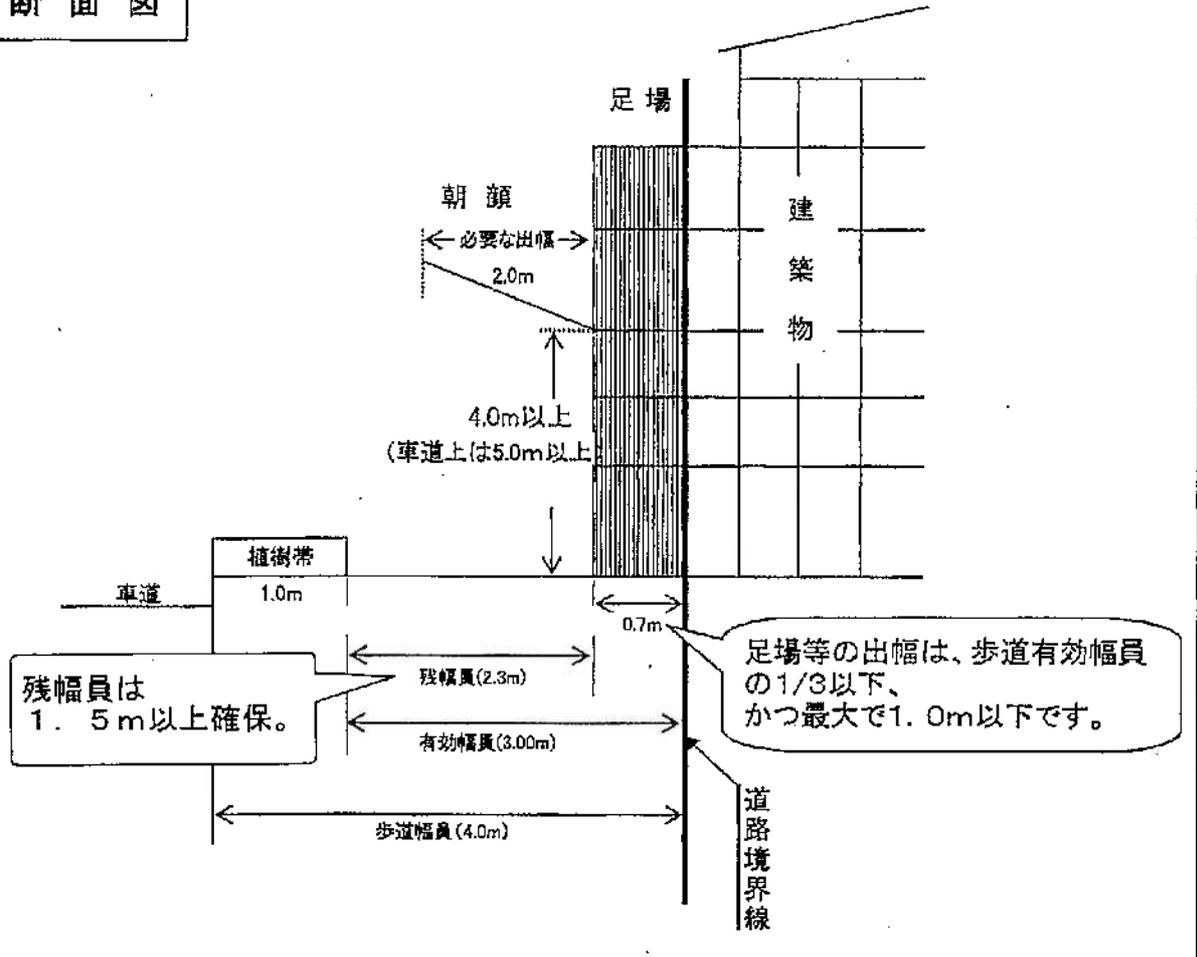
(例) 歩道有効幅員が2.4mの場合は、出幅0.8mまで
歩道有効幅員が3.6mの場合は、出幅1.0mまで

☆道路境界線を赤線で表示してください。

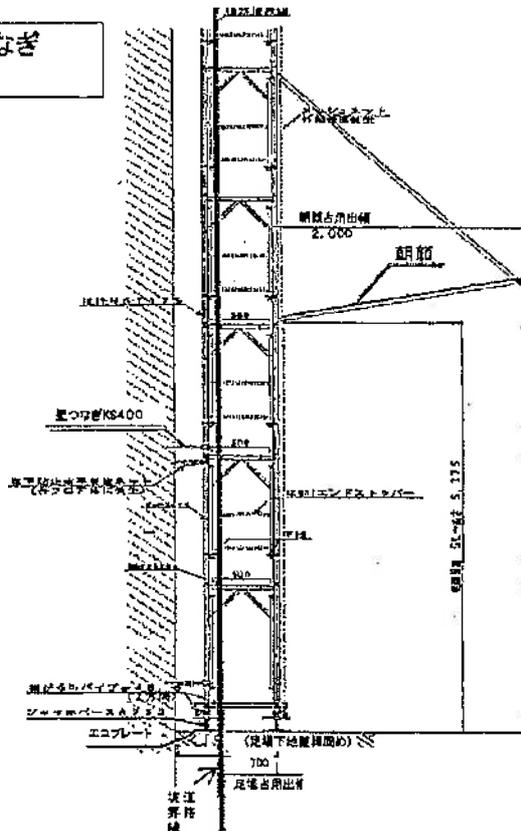
☆有効幅員とは、歩道上に設置されている施設(植樹帯・電柱など)の部分を差し引いた部分の幅員です。

☆歩行者の安全のため、残有効幅員は1.5m以上確保してください。

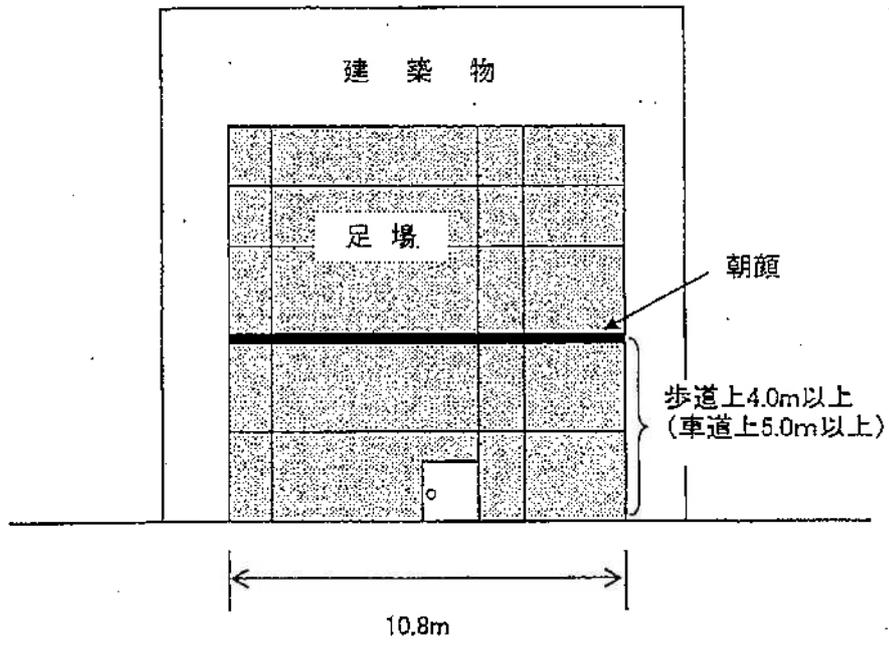
断面図



足元・壁つなぎ
詳細図



立面図



☆仮囲いに入出口扉を設置する場合は、内開きにしてください。